



会指定/愛知県暴力追放運動推進センター オ団法人**暴力追放愛知県民会議**

もしも暴力団員と 応対することになったら?

決して他人事ではない暴力団対応の現実

「企業などが暴力団など反社会的勢力から、過去に金品などの要求などを受けたことがある」とアンケートに答えた 企業は、半数近くもあり、あなたが働く会社も決して他人事ではありません。暴力団員の不当な要求による被害を 防止するために、ここでは具体的な対応について説明します。

暴力団対応の心構え

来訪者をチェックする

受付係員または窓口係員は、 来訪者の氏名などの確認と 用件及び人数を把握して、 対応責任者に報告し、応接室 などに案内しましょう。



相手と用件をよく確認する

落ち着いて、相手の住所、 氏名、所属団体名、電話番号 を確認し、用件の確認をする こと。代理人の場合は、委任状 の確認を忘れないように。



対応時間は極力短く

対応時間が長いと、相手の ペースにはまる危険性が 大きくなります。可能な限り 短くすること。最初の段階で 「何時には会議があります から何時までならお話を 伺います」など告げて対応 時間を明確に示すこと。



言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち 込み、対応者の失言を誘い、 または言葉尻をとらえて厳しく 糾弾してきます。「申し訳あり ません」、「検討します」、「考えて みます」などは禁物です。



トップは対応させない

いきなりトップなどの決裁権・ を持ったものが対応すると、2 即答を迫られます。また次回 以降からの交渉で「前は社長 が会った。お前ではだめだ、 社長を出せ、社長が会わない 理由を言え」などと喰って かかられます。



湯茶の接待はしない

湯茶を出すことは、交渉時間が 長くなったり、湯のみ茶碗などを 投げつけてくるなど、脅しの道具 に使用されるおそれがあるので、 湯茶は出さないこと。



[あなたの組織はだいじょうぶ?] 平素からの準備がモノを言う!

1 トップが危機管理意識をもつ

- ●トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築しておくことです。
- ●担当者が気軽に報告できる雰囲気づくりを行いましょう。

2 体制づくりが大切

- ●あらかじめ対応責任者、補助者などを指定し、さらに通報手順などを定めておきましょう。
- ●対応責任者は、組織を代表して応対に当たることから、組織としての回答を準備しておくこと。
- ●対応する応接室を決めておき、録音、撮影機器などをセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書などを掲げておきましょう。

3 警察、暴力追放愛知県民会議との連携

●警察や暴力追放愛知県民会議との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておきましょう。

3 対応場所は優位な場所で

素早く助けを求めることができ、 精神的に余裕をもって対応できる 場所(自社の応接室)など管理の 行き届く場所とすること。

いかなる場合でも暴力団などの 指定する場所や、組事務所には 絶対に出向かないこと。



対応人数は相手より多く

相手より優位に立つための 手段として、常に相手より 多い人数で対応し、役割 分担を決めておくこと。



書類作成・署名・押印は厳禁!

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫び状や念書などを書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用されます。また、暴力団員などが社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので、署名や押印は絶対に禁物です。



8 即答や約束はしない

対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



対応内容を記録する

電話や面談の対応内容は、 犯罪検挙や行政処分、民事 訴訟の証拠として必要です。 相手に明確に告げて、メモや 録音、ビデオ撮影をすること。



2 機を失せずただちに110番!

違法行為があれば迷わず 警察に通報すること。不要 なトラブルを避け、受傷事故 を防止するためです。これ をとがめられたら、「警察 にそのような指導を受け ている」と答えてください。



「暴力団対策法」とは?

暴力団の不当行為から一般市民や企業などの平穏な日々を守るための法律として、平成4年に施行されました。 禁止規定に違反して暴力的行為を行い、または繰り返して行う場合には、公安委員会または警察署から必要な「中止命令」 または「再発防止命令」が発出されます。

口止め料を要求する行為

人に対して、企業や団体の不正な経営内容や異性 問題のスキャンダル等、人に知られていない事実の 宣伝又は公表にかこつけて、口止め料として金品 等を要求する行為



寄付金や賛助金等を

人に対して、寄附金・賛助金、その他名目のいかんを 問わず、みだりに金品等の贈与を要求する行為



「請参入等を要求する行為

建設工事等の請負業務の発(受)注者に対して、 その発(受)注者が拒絶しているにもかかわらず、 下請参入、資材の納入等の受入れを要求する行為



不当な方法で債権を 取り立てる行為

人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る 約束をして、債務者に対し、乱暴な言動を交えたり、 迷惑を覚えさせるような方法で訪問したり、電話を かけるなどして債権を不当に取り立てる行為



✓ 借金の免除や借金返済の 猶予を要求する行為

人に対して、金銭を目的とする消費貸借上の債務 や家賃、購入した物品の代金等の全部又は一部の 免除や履行の猶予をみだりに要求する行為



不当な貸付け及び手形の 割引を要求する行為

金銭貸付業者以外の者に対して、みだりに金銭の 貸付け、手形割引等を要求し、又は金銭貸付業者 に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、 貸付け、手形割引等を要求する行為



不当な地上げを

正当に使用する権利に基づいて、建物や敷地を 使用している者に対し、その意思に反して、これらの 明渡しを要求する行為



土地・家屋の明渡し料等を

十地、建物を占拠したり、自己の氏名を表示したり (支配の誇示)して、所有権者、担保権者等が拒絶 しているにもかかわらず、支配の誇示をやめることの 見返りとして明渡し料等を要求する行為



宅建業者に対し、不当に 宅地等の売買・交換等を 要求する行為

宅建業者に対し、その者が拒絶しているにもかか わらず、宅地等の売買・交換をすること、又は売買・ 交換・貸借の代理・媒介を要求する行為



暴力団対策法第9条で 禁止されている

270行為

4

みかじめ料を要求する行為

縄張内で営業を営む者に対して、あいさつ料、 みかじめ料等名目のいかんを問わず金品を要求 する行為



用心棒料等を要求する行為

縄張内で営業を営む者に対して、日常業務用の物品購入、興行の入場券・パーティ券等の購入、 用心棒料等を要求する行為



利息制限法に違反する高金利の 債権を取り立てる行為

金銭を目的とする消費貸借上債務で、利息制限法 に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴う ものについて、債務者に対し、履行を要求する行為



不当な金融商品取引を 要求する行為

証券会社及び投資顧問業、投資運用業等、金融商品取引業務を営む者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取引を行うこと又は、証券会社に対して著しく有利な条件により有価証券の信用取引を行うことを要求する行為



不当な株式の買取り 等を要求する行為

株式会社に対して、みだりに自己株式の買取り又は そのあっせんを要求したり、株式会社の取締役、 執行役、監査役、株主に対しその者が拒絶している にもかかわらず、買取り、あっせんを要求する行為



7 不当に預金・貯金の 受入れを要求する行為

銀行等に対して、その者が拒絶しているにもかか わらず、預金・貯金の受入れを要求する行為



名建業者以外の者に対し、 宅地等の売買・交換等を 要求する行為

宅建業者以外の者に対して、宅地等の売買・交換をすること、又は人に対して宅地等の貸借をすることを みだりに要求する行為



建設業者に対して、 不当に建設工事を行う ことを要求する行為

建設業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求する行為



不当に集会施設等を利用 させることを要求する行為

暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい 集会施設等の管理者に対して、その者が拒絶して いるにもかかわらず、その施設を利用させることを 要求する行為



2 交通事故等の示談に 介入し、金品等を要求 する行為

人から依頼を受け、報酬を得て、又は報酬を得る 約束をして、交通事故等の示談交渉を行い、損害 賠償として金品を要求する行為



か認可等をしない

ことを要求する行為

行政庁に対して、許認可等の要件に該当するのに 許認可等をしないよう要求したり、不利益処分の 要件に該当しないのに不利益処分をするよう要求 する行為



入に対し、公共事務事業の 入札に参加しないこと等を 要求する行為

人に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に参加しないこと又は一定の価格その他の条件で入札の申し込みをすることをみだりに要求する行為



20 国縁を付けての金品 等を要求する行為

人に対して、買った商品、受けたサービスの欠陥 等を口実に損害賠償等の名目で、あるいは有価 証券の売買で損害を被ったと因縁を付けて損失 補てんを要求する行為



23 公共事務事業の入札に参加させることを要求する行為

国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関して、参加資格がない者や指名基準に適合しない者を入札に参加させるよう要求する行為



26 公共事務事業の契約の 相手方とすること等を 要求する行為

国・地方公共団体等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、自己や自己の関係者を国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の相手方とすること、又は特定の者を契約の相手方としないことをみだりに要求する行為



2 計認可等をすることを要求する行為

行政庁に対し、許認可等の要件に該当しないのに 許認可等をするよう要求したり、不利益処分の 要件に該当するのに不利益処分をしないよう要求 する行為



24 公共事務事業の入札に参加させないことを要求 する行為

国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関して、参加資格がある者や指名基準に適合する者を入札に参加させないよう要求する行為



2 公共事務事業の契約の 相手に対する指導等を 要求する行為

国・地方公共団体等に対し、国・地方公共団体等が 行う売買、貸借、請負等の契約の相手方に、下請 等の発注や資材・物品を納入させるように指導・助 言等をすることをみだりに要求する行為



「暴力追放愛知県民会議」はこんな活動を行っています。

暴力追放愛知県民会議は、平成4年愛知県公安委員会から

暴力団対策法に基づく「暴力追放運動推進センター」として指定を受けた公益法人です。

暴力団からの被害を未然に防止し安全・安心なまちづくりのために、積極的な相談活動をはじめさまざまな活動を行っています。

暴力団に関する困り事・悩み事の相談活動

暴力団などについてお困りの方は勇気をもって早めにご相談ください。 専門的な立場から最善の解決策をアドバイスします。

常設暴力相談

相談受付時間/午前9時~午後5時

《四暴力相談》

弁護士による法律相談/午後1時30分~午後4時 ※土・日曜日・祝日・年末年始(12月28日~1月4日)は除きます。

2 暴力団員が行う不当な行為を防止する 広報活動

- ●ポスター、パンフレットなどの作成、配布
- ●暴力追放愛知県民大会やセミナーの開催
- ●「暴排グッズ」の無料貸出し



3 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動

●暴力団追放運動推進組織が行う各種行事の後援・支援

4 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動

- ●相談活動による個別の指導、助言
- ●矯正施設、関係機関・団体への啓発活動

基力団から離脱しようとする人を手助けする活動

- ●相談活動による個別の指導、助言・支援
- ●離脱のノウハウの教示

6 暴力団員を相手にした民事訴訟の支援活動

- ●裁判手続き費用などの無利子貸付など
- ●車務所撤去訴訟
- ●損害賠償訴訟

7 不当要求防止責任者講習の実施

暴力団 追放!

三ない運動十1の推進

県民・市民が「三ない運動」を実践して、みんなの力で社会の敵を追い出し、安全・安心なまちづくりにつとめましょう。

暴力団を 「利用しない」

全てを「金づるにする」
それが暴力団の姿勢です

- ●暴力団を利用したつもりが、 骨の髄までしぼられます。
- ■暴力団は、夕ダでは動かず、 法外な金を要求されます。
- ●暴力団は、相手が弱い、 甘いとみると、トコトン 食らい付き離れません。



暴力団を恐れない

恐れは「誤ったイメージから」 恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- ●暴力団を恐れず「存在を許さない」と 皆で対決姿勢をもつことです。



暴力団に「金を出さない」

金が「腐れ縁の元」 暴力団を支援・容認することになる

- ●暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、 資金獲得の手助けをすることになります。
- ●暴力団は、一度味を占めると、 何回も金を要求し続けて しぼり取るのです。
- ●暴力団は、自らの遊びや 組みの活動資金を、常に かぎ回っているカネの ための集団です。



暴力団と

「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」 暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

- ●暴力団と関係すること自体が 不当要求のきっかけになる ことがあります。
- ●暴力団と交際していると 「暴力団と社会的に非難 されるべき関係にある者」 とされ、公共事業等から 排除されることがあります。



困ったら、悩まず、迷わず、まず一度ご連絡・ご来訪ください

いったん暴力団の要求に応じれば、暴力団は次から次へと手を伸ばし、いつか取り返しのつかない自体にまで被害が拡大していきます。 もし暴力団のことでお困りの方は、一人で悩まず、どんな些細なことでも、まず一度、当県民会議または警察へご連絡・ご相談ください。

暴力団に関するご相談→ ☎052-883-3110

公安委員会指定/愛知県暴力追放運動推進センター

公益財団法人暴力追放愛知県民会議

〒466-0054 名古屋市昭和区円上町26番15号 愛知県高辻センター2階 TEL(052)883-3110 FAX(052)883-2122

ホームページアドレス → http://www.boutsui-aichi.or.jp/ Eメールアドレス → kenmin@boutsui-aichi.or.jp



秘密厳守

シンボルマーク

愛知県の頭文字である「a」と 手を高々と挙げて暴力追放に 勇敢に立ち上がる県民の姿を 組み合わせて表現しました。

相談無料